

令和元年第2回臨時会（第1号）

令和元年7月3日（水曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第45号 大沼岳陽学校改修建築主体工事請負契約について

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 俊 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長 宮 田 東 経 済 部 長 青 山 芳 弘
経済部都市住宅課長 寺 谷 光 司

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長 扇 田 誠 学 校 教 育 課 長 竹 内 圭 介

○本会議の書記

事 務 局 長 関 口 順 子 書 記 妹 尾 洋 兵
書 記 佐々木 宏 美

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

9番 上 野 武 彦 10番 坂 本 繁

午前10時00分 開会

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） ただいまから、令和元年第2回七飯町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

9番 上野 武彦 議員

10番 坂本 繁 議員

以上、2議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

本臨時会に、町長より提案された議件は、議案1件であります。

次に、地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷してお手元に配付のとおりであります。

次に、町政動向報告が町長より提出されておりますので、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3

議案第45号 大沼岳陽学校改修建築主体工事請負契約について

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第45号大沼岳陽学校改修建築主体工事請負契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） それでは、議案第45号大沼岳陽学校改修建築主体工事請負契約について提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、大沼岳陽学校改修建築主体工事請負契約を、下記のとおり締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、大沼岳陽学校改修建築主体工事請負契約の1の契約の目的は、大沼岳陽学校改修建築主体工事で、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建、延床面積は5,500.09平方メートルの外部及び内部改修工事、木造平屋建、延床面積は42.61平方メートルの器具庫増築工事です。

2の契約の方法は、地域限定型一般競争入札。

3の契約金額は、3億4,100万円です。

4の契約の相手方は、鈴木・カワマタ・松栄特定建設工事共同企業体、代表者は亀田郡七飯町字大沼町746番地、株式会社鈴木事業所、代表取締役鈴木進氏でございます。

次のページは、付近の見取図及び配置図となっております。

更にその次のページからは、1階平面図、その次が2階平面図、そして屋根の伏図、最後に立面図となっておりますので御参照願います。

また、議案関係資料1ページに入札の経過と結果を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

提案説明は以上でございます。

議決いただきますよう御審議のほどよろしくお

願ひ申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

平松議員。

○3番（平松俊一） 細々と9点ほど質問させていただきたいと思ひます。

まず1点目ですけれども、入札の条件というのを教えていただきたい。それと、入札の同じような質問でありますけれども、案内の状況と言うのですかね、内容とその方法ですね。

3点目としましては、これは内部工事と外部工事がありますから、分離発注ということは考えられなかったのか。

4点目としましては、落札率をちょっと教えていただきたい。

5点目は、地域限定という一般競争入札となっておりますけれども、この地域限定とした理由を説明をしていただきたい。

それから6点目になりますが、3社のJVということになっております。この3社の七飯町における建築工事のランクをそれぞれ教えていただきたいのと、7点目ですが、Aランクが何社、Bランクが何社、このAとBのランクを持ってらっしゃる会社が町内には何社いらっしゃるのか数を教えていただきたい。

8点目は、この3億4,100万円、この金額を受注できるランク。例えばAランクだったら1社で受注できるのか、ABで組まないに入札に参加できないのか、その説明をお願いしたいと思います。

最後になります。これ、地域限定ということで、町内の業者を限定してということなんですけど、今回は競争入札となっておりますよね、1社しか、1JVしか出てきてないですけれども、これは、全く問題なかったのか。この9点、御説明お願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） それではまず、御質問の1点目の入札の条件でございますけれども、こちらにつきましては、入札に参加できる業者としまして、町内における建築一式工事の競争入札の参加資格がAランク970点以上に格付けされていることということで、条件をつけておりま

す。

また、そのほかに七飯町内の建築業法の第3条1項に規定する営業所を有し4年以上営んでいることというような条件でございます。また、七飯町内でなければ、函館市及び北斗市に本店を有して4年以上営んでいることというような条件としております。

また、過去15年間で元請けとしまして国、地方公共団体の発注する同規模程度の工事を履行しているというのを条件としております。こちらの地域限定型の一般競争入札の参加の案内の方法でございますけれども、こちらにつきましては広く公告を行って公募を受けております。

内部と外部の改修工事、こちらが分離できなかったかという部分でございますけれども、内部の工事及び外部の工事ともに建築一式工事の範疇でございますので、こちらにつきましては設計上一緒に行ったほうが工事が効率的だということで、一緒にしております。

あと地域限定型の理由ということでございますけれども、こちらにつきましては町内の業者を広く地域限定ということにしなければ町内業者の仕事を受注できる確率が下がるということもでございます。それで、なるべく地元の、ここの地域の業者にとっていきたいということもございまして、そういった理由で地域限定を採用してございます。

また3社のJVの、こちらのランクでございますけれども、鈴木事業所につきましては町内のランクでいうとAランクでございます。カワマタにつきましても、Aランク、松栄建設につきましてはBランクということでございます。

また、町内の地域限定の応募が1社ということで問題はないのかということでございますけれども、今回の入札は地域限定型一般競争入札ということで、先ほど申しましたとおり、条件を付して広く公告をしております。参加できる業者につきましては11社ほどあったということになりますけれども、今回はたまたま1社しか応募がなかったというような状況であります。

ただ方法としまして、広く公告をして応募しているのです、入札としては問題なく成立しているとい

うことでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） 建設工事ということで、私のほうから何点か補足です。

まず落札率ですけれども、今回96.75%ということになってございます。

また、町内のランクA Bの町内の数ということのランクということでございますけれども、指名うちのほうで参加業者の指名に入っている業者では、Aランクが2社、Bランクが2社でございます。3億でAランク単体ではということなのですが、単体でも入札は可能でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 町内の業者を優遇するという意味で地域限定という手法をとったということなのですが、この一式工事でAランクの会社が1社で受注できる金額だという説明を受けました。ところが、A、A、BでJVを組んで、一企業体のエントリーということですね。広く公告をしてるので1社が入札に参加できる資格はあったけれども、このJVだけで入札をして問題はなかったという御説明でした。

そうしますと、例えばこのAランクの会社が2社ということは、ここのメンバー鈴木事業所さんとカワマタさんしかほかにAはないということなのです。A1社でも受注できる仕事を、A A BのJVを組んでエントリーして1企業体で競争のしない入札をしたと。

例えばAが2社あるのであれば、A社、A社、それぞれ入札をして競争をしていただいて、仕事を少しでも町民から見れば安くとっていただくという考え方が取れなかったのか、まずこれをちょっとお聞きしたい。

それと、はっきり言いますが、この3社はですね、ずっと町内の大きい工事を長年取られる会社です。ところが今回の仕事というのは、はっきり言ってそのAランクの会社ではなくても、例えば工事を分離発注とか出来るのであれば、Bランクだ、Cランクだ、なかなか普段その大きい仕事に参加できない業者を入れるという頭

がもしあったら、発注の仕方を変えて町内業者の育成っていうことを優先するには非常にその好都合な工事でなかったのかなと私は思うのですけれども、はっきり言わせてこの誰でもできる仕事をわざわざ町内の2社しかないAランク2社、それにBランクの会社の一つのJVで競争入札をしないで落札をしたと。これは96.75%。例えば函館市でしたら平均92%くらいです。極端に言いますと、もし5%安く業者が落としてくれていると1,600万くらいお金が浮くわけです、町にとってはね。1,600万あれば結構な仕事をまた別にできると思うのですけれども、なかなかこれから財政が大変だという声は出されていますけれども、こういうところで少し町内の業者を育成する、それから町民のために少しでもお金、出費控える、こういったことをやるべきではなかったのかと思うのですけれども、今の御説明聞きましたら、これ、どうなのですかね。これ町民は納得できるような入札だったと私は思えないのですけれどもね、その辺の見解をちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） 財政面でもっと入札の仕方があったのではないかとことごとでございますけれども、まず今回、地域限定型一般競争入札ということで実施してございます。

これはですね、町の決めてある予定価格が5,000万以上5億未満については、地域限定型の一般競争入札で行うということになってございます。

また、参加できる業者については地域限定型といっても函館市、北斗市に本店のある建設業者ですとか、当然参加し、うちのほうも公告を出して広く応募しているということで、この時点ですらね、競争の原理は働いていると認識してございます。

たまたま今回は町内の業者が、A社、A社、B社ということで、JVを組んだということでございますけれども、その他にJVを組めば、その1社以外でも参加できる業者というのはまだふえてきます。なので、今回の入札については結果的に1社しか応募がなかったわけですけれども、競

争の原理は働いてるということで考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いたしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） 補足させていただきますけれども、地域限定一般競争入札なのですよ。

今の平松議員のおっしゃっているのは、指名競争入札でやるのであれば、それは私、可能だというふうに思います。

しかしこれ国の補助も入っていますので、入札方法は地域限定一般競争入札でやりなさいという、そういう国の指導でもありますので、私どもはいやしくも地方自治体でありますので法令遵守をしながら、法令遵守をして仕事を進めておりますので、まずは御理解をいただきたい。

それと、函館市の今、例を出しました。今回は96.75%の落札率でしたけれども、函館市が平均92%ということで今おっしゃいましたので、それだけをお聞きするといかにも率が4%、5%という数字で出ているようでありますけれども、その函館市の92%という平均がで、どの、どういう形の入札、地域限定一般競争入札、今回と同じようなのがこの率なのか、あるいは単独費をもってやる指名競争入札の率が92%なのか、そこをですね、私はもう少しお聞きしたいと思いますので、大変申しわけないですけれども、そこを教えてくださいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 92%というのは、地域限定とかそういうふうなことで分離して、整理して言った数字ではありません。市の広報誌で落札の報告ですとかホームページで出てる、少し金額の張った工事をですね、ランダムに見たときに、大体その92%くらいが多いなという印象です。その辺、誤差がありましたら申しわけないですけれども、ちょっと正確な数字ではなかったかもしれませんので、訂正をさせていただきたいと思えます。

それでは、再度質問させていただきますけれども、結局、1社入札でかまわないという判断基準

なのですけれども、広く広告をしたと。ただ競争ということにはならないですよ、1社のエントリーだったら。他の自治体、もしくは国、道の例いろいろ聞きました、契約課のほうに。それでエントリーが少ない場合には、一旦流す、中止をする、それで再度もう1回その案内を流して、できるだけ3社以上の競争入札になるようにしてるというふうに電話では答えてるところが多いです。文書があるかといったらそれはないのかもしれないけれども。

前にも同じような質問してますけれども、競争入札ということに、1社しか出てない時に当たらないのではないですか。そこをどういう判断なのか、前にも同じ質問してますけれども、それは工事の期間をちゃんと出してる、ホームページにも出してる、それでこれしか出てこなかったのだと、それで落札価格も想定する金額内だから問題ないと。

ただ、競争させるという努力をする必要があるのではないかと思うのですが、この点だけ最後に質問させていただきます。

○議長（木下 敏） 平松議員に申し添えます。

先ほど2回目の再質問の時に、町長から92.何%の話、ただ、あなたの話を聞いてますと、要は、自分が見た感じと、そうしたら函館市の平均ではないから、訂正するのはいいですけれども、今後発言する時には、そういう事を十分注意した上で発言して下さい。真正な議場での発言ですので、先ほど1回目の発言の内容が会議録に残ったままだと、今たまたま町長が再質問、反対に質問したからそのことがわかったけれども、ただ今後はそういうことは十分注意してください。

町長答弁。

○町長（中宮安一） 対象が11社あったのです。でも応札してこない、指名競争入札であれば、それは指名しますから辞退ということもあります。でも、この事業は国の補助を受けて地域限定一般競争入札でやりなさいという事業ですよ。これを11社が応募権があるのにしない。

それともう一つは、七飯町という小さな町と北海道という大きなところと、私は比べるのは少し無理があるのでないかなと思うのですよね、北海

道は全体的にありますから。

ですから私どもは今、11社という対象の業者があった中でぜひ応札してくださいよということでホームページなりに公告を出してるんです。公募してるんですよ。

それを、1社しかこなかったから競争の原理が働かないではなくて、これがもし100%で落ちたのであれば私はなるほどなというふうに思いますよ。でも、96.75%という一定程度の競争があった数字だと私は思っています。

ですから、それを単純に、それこそ指名競争入札で検討したらいかがですかという質問であれば、議員の皆様方もそういう意向であればもう少し検討させていただいて国ともやりとりしてみます、ということを行いますけれども、やはり私どもは法令遵守でありますので、ここは地域限定一般競争入札でやって、その対象が11社あったということで私は競争の原理は働いているというふうに認識しておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○3番(平松俊一) 先ほど質問した中で、ちょっと答弁が漏れてるのではないかなという点があるのですけれども、町内業者の育成のことについての答弁って、済みません、何とおっしゃいましたでしょうか。

○議長(木下 敏) 答弁漏れの部分を再度、もう一度、答弁漏れだという部分。

ただ、今、町内企業の育成という、それは多分2回目の質問のときに言ったやつだと思うのですけれども、だから本来であれば3回目の時に答弁漏れの部分は言うべき、答弁漏れであれば答弁漏れと言うべきですけれども、その点について今、その部分の発言をよしとするかしないかを、議会運営委員会を開いて協議してください、4回目をさるかさせないか。

今の、要は答弁漏れ、2回目の時の答弁漏れなのです。

だから、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時55分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議会運営委員会の報告を求めます。

中川委員長。

○14番(中川友規) 平松議員の2回目の質問に対して答弁漏れがあったとの発言があり、議会運営委員会で協議した結果を報告いたします。

2回目の質問に対して答弁漏れがあったため、3回目の質問の際に答弁漏れを指摘できたはずですが、3回目の答弁後に指摘をしたため、再度質問を行うことができるか協議をいたしました。

議会運営委員会としては、七飯町議会会議規則第54条の規定により、質疑は3回を超えることができないため、平松議員の質問はこれで終了することに決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番(上野武彦) それでは、3点ほど質問させていただきます。

先ほど町長の答弁で、今回の国の補助金の条件として、地域限定型の入札が条件だということをおっしゃいました。今回の大沼岳陽学校の改修建設工事に関して、一般競争入札ではなくて、地域限定でなければならないという理由について、もう少し説明をいただきたいし、できれば、そういうその国の条件を示した、資料なりを皆さんに出していただいて説明をいただければありがたいかなというふうに思います。

2点目です。今回の入札に関して、11社に案内を出したということでもあります。実は今回の…

○議長(木下 敏) 上野議員、11社に案内というのは何も先ほど言ってません。公告したら11社が資格があるってことを先ほど答弁してますので、11社が案内したというのは指名競争入札ではないので、そこのところは誤解なく質問してください。

○9番(上野武彦) 指名競争ではないですか。11社……。

○議長（木下 敏） 案内はしていないのです。

○9番（上野武彦） 公募だけをしたということですか。対象が11社あると。

その件についてですけれども、今回の工事に関して対象となる会社が11社あるとおっしゃっております。この11社がですね、地域限定の条件の中で、どんな会社が実際には町として上げたのか、その名前と地域を説明していただきたい。

3点目です。今回、結果として1社のみの応募ということになりましたけれども、本来、競争入札という形で行った今回の入札がですね、競争という形にならずに1社のみの応募ということになりましたけれども、これに関しては、法的に本来競争入札でやったものが1社しか入札しなかったということに関して問題はないのか、その辺について説明をいただきたい。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） まず1点目の補助金の条件、地域限定一般競争入札ということなのですけれども、この金額、交付金、補助金もらってやっていますので、この地域限定一般競争入札で行うということは法によって決められてございます。

2点目の、入札11社が資格あり、名前と地域ということなのですけれども、まず条件に、先ほども申しましたけれども、函館市に本店があるだとか七飯町に営業所があるだとか北斗市に本店があるだとかということで、七飯町の参加指名業者に登録している業者が11社あるということでございます。

そちらに公告をして、対象の業者が11社、さらに言うとJVを組むとそれ以上ということになりますけれども、そちらの会社がですね、応募の資格があるということでございます。その名前と地域ということで、先ほど言いました函館市、北斗市、業者で言いますと、会社数が単体で11社、函館9社、七飯2社ということでございます。

最後に、競争とならずに1社となったということでございますけれども、先ほど来、申し上げてますけれども、七飯町の入札制度ということで、今回地域限定型の一般競争入札ということでやらせて

いただきました。

また、別に指名競争入札というのもございませぬ。その指名競争入札については、うちのほうで、町のほうで、業者に案内をして、それで2社以上でなければ入札は成立しないということなのですけれども、今回この地域限定型一般競争入札、先ほど来、言ってますとおり、広く公告をして応募を募っている。今回たまたま1社しか応募が来なかった、けどもそれは、競争の原理として法的には全然問題なく入札は成立してるということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） 補足答弁させていただきます。

一般競争入札が地域限定型一般競争入札のこの区分のところについての資料ということもございましたけれども、あくまで七飯町地域限定型一般競争入札実施要領というものを平成20年4月1日に定め、これはホームページにきちんと掲載してございますので、ホームページをリンクすると、ここの部分も見れるという状況から御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 先ほど、同僚議員が聞けなかった、業者の育成についてお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 幾ら何でも、それはあれなんで、もう一度再度きちっと質問願います。

○1番（横田有一） 地域限定型一般競争入札をやるということで地元の業者がAランクのところに入ると、それにBランクのところが入ったよということでやっていくのはいいのですけれども、やはり地元に対して、地元業者にどういうふうにして育成ということをしていくのか、その点お願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） 町内業者の育成ということでございますけれども、今回、一般競争入札でやってございますけれども、先ほど学校教

育課長のほうからも、内部、外部、分離発注することはないかという答えに、建築工事一式で効率的にやることで安価にできるということによってやっていきます。

ただ、町内業者の育成に関しては、町の単独事業とか金額によってランクごとに、例えば130万未満ですとDランクですとか、500万未満ですとCランクですとか、そういった部分で、そういう工事の時にそういう区分けをしてやっていきますので、そういう部分で多数の業者が参加できるという状況であると思いますので、御理解願いたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） ちょっとなんか意味が違ってるのなかと思うのですけれども、結局、今の落札業者に決まるということでありますので、実際にその中でどれだけ地元のほうを使わないとダメだとかいう、そういう確か規制があったような気がするのだけれども、そういうのがあるのではないかと思って、例えば地元に対してこうした仕事を出してくださいということを、そういうものがあるのかなのかってということだと思っんです。

だから下請け業者の話、下請けとして、例えば今回仕事するところが地元の下請け業者をどのぐらい使って、どういうふうにしていくのかということが本来の育成でないのかなと思うのですけれども、その辺どうなのですか。お願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） その下請け業者ということに関して言いますと、特段、町のほうで下請け業者で町内業者を使ってくださいというのは指定はしていませんが、お願いの中で、できるだけ町内の業者を使ってくださいというお願いはしてございます。ただ書面でこうしてくださいだとかというのは残してございません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） ということは、町内業者がとった仕事でも、地元でないところが下請けで入るといことは、全部が極端に言えば入るとい

ことだとか、そういう可能性があるという、そういう考え方でいいのか。

前に僕は何%は地元の人たちが取らなくてはだめだというようなことを聞いた覚えがあったので、今そこ確認の意味で出したのですけれども、その辺、再度お願いします。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） 今、都市住宅課長が答弁したとおり、強制力はないのですが、町としてはあくまで下請けについても地元で何とかお願いしたいという依頼をしているということで、率とかそういうものはございませんので御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） 下請け選定通知というのが出てくるのです。その中で、もし、町内の業者がない場合は、これ町内の業者でできないのですかと、こういう業者もいますよということで指導はします。

ただ、そこには見積もり合わせみたいなものもありますから、下請け契約するとき、そこでもどうしても元請けのほうからのめがねにかなわない部分は、それはカットされるというのは、これはやはり商売上の話ですから仕方ないものだというふうに私は思っています。

それと、地域の業者のことということでトータルのことを言えば、私は町長に当選をさせていただいて、この13年間、地元発注、地元雇用、地元調達、これを基本的にやっています。

しかし、そこには、法令遵守、これをしっかり遵守しながらやっているということで御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 私は、今回の入札は一旦流して、再度入札を行うべきだという趣旨の反対討論を行いたいと思います。

先ほどの質問の中でも申し述べましたが、今回

の工事は、別に特別技量を要する難しい工事ではありません。金額が少し大きいということで、町内のAランクの業者は2社しかいない、この2社、単独でも受注ができる工事をJVを組んで、その2社ともが一つのJVで入札に臨んだ、競争相手がいないということ、これは確かに法的には問題ないのかもしれませんが、普通に町民感情からすれば、こういう優しい仕事のときに普段なかなか大きい仕事を取れないBランクCランクDランク、こういう人たちをAランクがうまく救い上げて、二つのJVとかで入札をして競い合う、こういうことがあるべきではないかと思えます。

ぜひ、その辺のことを他の議員もお考えをいただき、再入札を行うよう御協力いただければと思います。

反対討論を終わります。

○議長（木下 敏） ほか討論ございませんか。

川上議員。

○16番（川上弘一） この事業につきまして、先ほど言ってるように、国の交付金事業で地域限定型一般競争入札して幅広く公募をかけて、先ほどから言っているとおり11社が該当してるということでありましたが、今回たまたま1社の応募しかなかったと、落札率も96.2%ですか、競争原理が働いてるということでございます。

このことから、何ら問題のない入札であると、入札の執行であるということから、賛成討論いたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第45号大沼岳陽学校改修建築主体工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（木下 敏） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

よって、令和元年第2回七飯町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時13分 閉会

閉 会 宣 告

